



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等の世帯主の方々に対して、臨時特別給付金を支給しています。

※本事業は、令和3年11月19日に閣議決定された国の経済対策に基づき実施しているものです。

【支給対象】

(1) 住民税均等割非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯主の方（生活保護受給者の方も含む）

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情（世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる）にあると認められる世帯

【支給額】

1世帯あたり10万円を支給します。（指定金融機関口座へ振込）

※住民税均等割非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯につき1回限りです。重複受給はできません。

【申請手続き】

(1) 住民税均等割非課税世帯

(ア) 世帯全員が令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

世帯主宛てに、①支給案内②確認書③返信用封筒を個別に送付しますので、必要事項を確認・記入して、福祉課地域福祉係宛に返送してください。

※2月14日（月）に確認書を発送しましたので、必要事項を確認・記入して同封の返信用封筒で返送してください。

(イ) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入し、基準日（令和3年12月10日）時点で住民登録のある方がいる場合

申請が必要となる場合があります。

※申請書の配布および受付開始日は現在調整中です。詳細が決まり次第お知らせします。

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

(2) 家計急変世帯

申請が必要です。申請書類に必要事項を記入のうえ、郵送または福祉課窓口で申請してください。

※3月1日(火)から受付を開始しています。

※申請書は町ホームページからダウンロードしてください。また、福祉課、各出張所窓口でも配布します。

※福祉課窓口で申請する場合、予約制で受け付けします。事前に福祉課へ必ず連絡してください。また、面接(30分程度)をしますので、申込者本人が来られますようお願いいたします。

【申請期限】

(1) 住民税均等割非課税世帯

確認書に記載されている発行日から3ヵ月以内(当日消印有効)

(2) 家計急変世帯

令和4年9月30日(金)

【その他】

- ・申請は原則郵送にて受け付けます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持ち込みでの申請をご遠慮ください。
- ・詳細については町ホームページに掲載しています。申請方法などを随時更新しておりますので確認してください。

申込・照会先 福祉課地域福祉係 電話(85)7790
〒250-0398 箱根町湯本256
箱根町役場福祉課地域福祉係

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。【令和4年3月10日発行】

高齢者バス回数券等の購入方法が 変わります！

現在、路線バスの回数券の購入費を一部助成していますが、4月1日から購入方法が変更になりますので、注意してください。なお、3月までに購入した回数券については、3月末までに助成金の申請をお願いします。

- 【対象者】 町内に住所を有する65歳以上の方
※生活保護受給世帯の方は、交通費の補助制度があるため対象外となります。
- 【助成金額】 バス回数券の購入金額の25%
- 【年間上限数】 1人年間10冊まで
※回数券1冊は、10枚～13枚綴りの前売り乗車券とします。
※東海バスが発行する35枚綴りの回数券については、3冊と数えます。
- 【対象区間】 町内～小田原駅・御殿場駅・三島駅までの区間のもの。
※乗車もしくは降車する停留所が町内であるものに限ります。

【4月以降の購入方法】

- ① 町役場に購入冊数確認カードの発行を電話などで依頼する。(今までにバス回数券補助を利用された方には郵送する予定です。)
※購入冊数確認カードは、再発行ができませんので、紛失などに注意してください。
- ② バス会社の回数券販売窓口にて購入冊数確認カードを提示し、購入申込書に必要事項を記入の上、「箱寿」のスタンプが押された割引価格の回数券を購入する。
※購入申込書は、各バス会社の販売窓口用意してあります。
⇒令和4年4月以降、バス会社の窓口にて割引価格の回数券を購入できるようになり、町役場への補助金申請の必要がなくなります。

【対象の回数券販売窓口】

- 箱根登山バス：小田原駅前案内所、湯本営業所、宮城野営業所、仙石案内所、元箱根案内所、箱根町案内所
 - 伊豆箱根バス：小田原駅前案内所
 - 東海バス：三島駅前案内所
- ※回数券の取扱い区間や金額、有効期限などについては、各販売窓口を確認してください。

【制度利用の注意事項】

- ・回数券の利用は、助成対象者本人に限ります。他人への譲渡はしないでください。
- ・この制度を利用して購入した回数券は、払い戻し（不使用分の返金）に対応できません。

照会先 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790

AED 貸出協力施設（登録・公表制度）を募集しています！

AED 貸出協力施設を募集しています！

急に倒れて意識がない傷病者には、「1分1秒でも早くAEDを使用した応急手当」が重要です。

事業所などに設置されているAEDを地域で広く活用できる環境を作り、一人でも多くの命を救えるように、本制度の趣旨にご理解とご協力をいただける施設を募集しています。

AED 貸出協力施設登録状況

令和3年5月からAED貸出協力施設を募集したところ1月末現在、66件の申請があり、「AED貸出協力施設」として登録・公表しています。

今後も、引き続きAED貸出協力施設を募集していますので、ご理解・ご協力をお願いします。

AED（自動体外式除細動器）とは？

心臓が突然止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる心室細動が原因となることが少なくありません。この場合にはできるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓のふるえを取り除くことがとても重要です。

AEDは、自動化されていて使用の可否の判断をおこない、音声メッセージで電気ショックが必要かどうか指示をしますので、一般の人でも、簡単・確実に操作することができます。

AED 貸出協力施設登録・公表制度とは？

AEDを無償で貸し出しすることが可能な施設を登録し公表することにより、登録施設の付近で不慮の事故や急病によって、心肺蘇生を必要とする傷病者が発生した場合に、登録施設のAEDを活用することで、救命率の向上を図ることを目的としています。

AED 貸出協力施設の登録基準は？

- ①承認を受けたAEDを設置し、かつ、適切に管理が行われていること。
- ②営業時間内または公開時間内は、要請に応じてAEDを貸し出すことが可能であること。
- ③AED貸出協力施設であることを町のホームページなどにより公表することに同意できること。

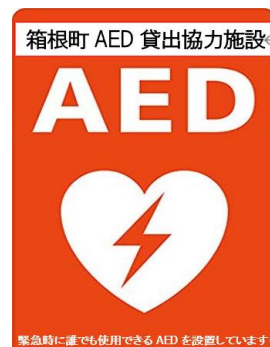
AED 貸出協力施設に登録されると・・・

- ①右の「AED貸出協力施設マーク」が交付され、町ホームページに掲載されます。
- ②使用した電極パッドの補給をします。（補給要件あり）

【申込方法】

「町ホームページ」の「緊急・防災・消防」→「AEDの貸出協力施設・公開制度について」のページからダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ消防署（本署）へ持参してください。

町ホームページ内「AED貸出協力施設マップ」二次元コード→
申込・照会先 消防署警備課救急係 電話（82）4511



夜間休日窓口開設

住民異動※、マイナンバーなどの手続きができます！

夜間や休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

開設日時

3月	16日（水）	17：15～19：15
	27日（日）※	8：30～17：15
4月	2日（土）※	8：30～17：15
	6日（水）	17：15～19：15
	17日（日）	8：30～12：00
	20日（水）	17：15～19：15

【場 所】 役場 本庁舎2階 総務防災課町民係窓口

【取扱業務】 (1) マイナンバーカードの受け取り・申請（顔写真撮影→オンライン申請→郵送受け取り可）
(2) 電子証明書の更新・発行 など
(3) マイナポイント予約支援 など
(4) 転入・転出などの届出、住民票・印鑑証明・戸籍証明の発行※

※ご注意

転入出などの届出や各種証明発行の手続きができるのは、3月27日（日）および4月2日（土）だけです。マイナンバーに関する手続きは上記全ての日程で可能です。

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 総務防災課町民係 電話（85）7160

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(2月28日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1365	ファンヒーター	50 cm×30 cm×50 cm	普通	無料
1366	ベビーカー		新品	応相談
1367	灯油タンク	48ℓ	新品	無料
1370	ハンディ無線機		普通	応相談
1372	犬用キャリーバッグ	小～中型犬用	普通	無料
1373	バーベキューセット	(コンロ・炭・ポリタンク ガーデンパラソル等)	良い	無料
1374	金属製タイヤチェーン(ケース付)	235 × 55 × 18	新品	無料
1375	ベビーチェア	2歳児用	良い	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2137	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料
2138	打楽器	木琴、鉄琴、タンバリン、 マラカス、カスタネット等	普通	無料
2139	打楽器	タンバリン、マラカス、 カスタネット	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。

※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。

また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

